

産業廃棄物収集運搬業許可証

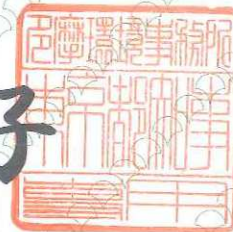
住所 東京都杉並区上荻一丁目22番8号

氏名 株式会社総合整備
代表取締役 松島 修

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 4月26日

許可の有効年月日 令和 8年 4月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）（以上14種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上13種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田180番1

(2) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目1番28外2筆

3 許可の条件

(1) 2(1)の施設の作業時間は、原則として6時から22時までとし、2(2)の施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 2(1)の施設の積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、2(2)の施設の施設の積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月26日 新規許可

令和 3年 4月26日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-10-000827号

2 積替え保管施設

(1) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田180番1

積替え保管面積：3,121.63㎡ 最大保管高さ：3.1m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
燃え殻	ドラム缶8個	1.6 m ³
汚泥	ドラム缶4個	0.8 m ³
紙くず	コンテナ1個	8.2 m ³
動植物性残さ	ドラム缶5個	1.0 m ³
がれき類	直置き	30.1 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶4個	1.44 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	直置き	30.1 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃家電)	直置き	17.8 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池)	ドラム缶12個、鉄箱6個	4.8 m ³
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (容器入り廃飲料等)	メッシュパレット24個	11.9 m ³
	保管量合計	107.7 m ³

(2) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目1番28外2筆

積替え保管面積：850㎡ 最大保管高さ：4.4m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田180番1所在の自社施設で圧縮梱包したものに限る。)	直置き	116.2 m ³

(以下余白)